公立大学法人山口県立大学の業務の実績 に関する評価の実施要領の一部改正について

改正の理由

平成29年6月の地方独立行政法人法の一部改正(※)により、中期目標期間における 中間評価の実施が義務化(§78の2①2号)されたため、所要の改正を行うもの

※中期目標の評価結果を待たずに次期中期目標の策定や予算要求を行わざるを得ない状況と なっているとの課題が国独立行政法人で指摘され、独立行政法人通則法が改正されたことと同旨の規定を整備 ※これまでも、次期中期目標の策定に際しては、現中期目標の達成見込みに係る報告書を基に検討を行っているが、今回改めて法律に位置づけられた

2 改正の概要

(1)「公立大学法人山口県立大学の業務の実績に関する評価の実施要領」の評価の種類 等に「中期目標終了時見込み評価」を追加

区分	種 類	対 象	趣旨	実施時期
1	事業年度	各事業年度における	中期目標の達成に	当該事業年度の終
	評 価	中期計画の進捗状況	向けた中期計画の	了後概ね5月以内
			進捗度の点検	
2	中期目標	当該中期目標の期間の	中期目標の達成、未	当該中期目標の期
	期間終了時	終了時に見込まれる	達成の <u>見込みの</u> 確	間の第4年度の終
	見込み評価	中期目標の達成状況	認	了後概ね5月以内
3	中期目標	当該中期目標の期間に	中期目標の達成、未	当該中期目標の期
	期間評価	おける中期目標の達成	達成の確認	間の終了後概ね5
		状況		月以内

《参考 評価スケジュール》

中期計画 ~第2期		第3期					第4期~		
年	度	H29	Н30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実績語	評価	①※	13	1	1	1	12	1	13

※第2期中期目標の達成見込みに係る報告書も併せて報告

(2) 中期目標期間終了時見込み評価に係る評価基準や評価書の様式については、中期 目標期間評価のものを活用

評価の違い(最小単位別評価のイメージ)

区 八	評価対象				
区分	事業年度評価	中期目標中間評価	中期目標期間評価		
数値目標を掲げる計画	各年度の実績値	4年度までの実績値・	6年度までの実績値・		
例)・試験合格率 100%	(合格率○%、就職率	伸び率・平均値等、 <u>今</u>	伸び率・平均値等		
・就職決定率 100%	□%など)	後の取組予定			
数値目標以外の目標を	各年度の取組実績	4 年度までの取組実	6 年度までの取組実		
掲げる計画	(「○を作成」「□を図	績、 <u>今後の取組予定</u>	績		
	った」など)				
評語	年度計画を十二分に	中期計画を十二分に	中期計画を十二分に		
	達成・十分達成・概ね	達成・十分達成・概ね	達成・十分達成・概ね		
	達成・やや未達成・未	達成・やや未達成・未	達成・やや未達成・未		
	達成	達成の見込み	達成		

【参考】

●地方独立行政法人法

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例)

- 第七十八条の二 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、<u>評価委員会の評価を受けなければならない</u>。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。
 - 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の 実績
 - 二 <u>中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度</u> 当該事業年度における業務の 実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
 - 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績(以下略)

(認証評価機関の評価の活用)

第七十九条 評価委員会が公立大学法人について前条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うに当たっては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

(中期目標の期間の終了時の検討の特例)

- 第七十九条の二 <u>設立団体の長は</u>、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二 第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時までに、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を 聴かなければならない。
- 3 <u>設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公</u> 表しなければならない。

●学校教育法

- 第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項及び第五項において「教育研究等」という。)の状況について<u>自ら点検及び評価を行い、その結果を公表</u>するものとする。
- 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

公立大学法人山口県立大学の業務の実績に関する評価の実施要領 新旧対照表

旧

第1~第2 (略)

第3 評価の種類等

評価委員会が実施する評価の種類、対象、趣旨、実施時期は、次の表のとおりとする。

種 類	対 象	趣旨	実施時期
事業年度評価			当該事業年度の終了後概ね
 		た中朔計画の進沙及の 点検	5月以内
		尽/ (英	3月以四
中期目標	当該中期目標の期間	中期目標の達成、未達	当該中期目標
期間評価	における中期目標の	成の確認	の期間の終了
	達成状況		後概ね5月以
			内

第4 評価の方法

- 1 (略)
- 2 評価項目 評価項目は、次の各号に掲げる評価の種類に応じ、当該各号に定め るとおりとする。
 - (1)(略)
 - (2)中期目標期間評価 別表第2

第1~第2 (略)

第3 評価の種類等

評価委員会が実施する評価の種類、対象、趣旨、実施時期は、次の表のとおりとする。

新

秋のこわりこりる。					
種 類	対 象	趣旨	実施時期		
事業年度評価	各事業年度における 中期計画の進捗状況	中期目標の達成に 向けた中期計画の 進捗度の点検	当該事業年度の終 了後概ね5月以内		
中期目標 期間終了 時見込み 評価	当該中期目標の期間 の終了時に見込まれ る中期目標の達成状 況	中期目標の達成、 未達成の見込みの 確認	当該中期目標の期 間の第4年度の終 了後概ね5月以内		
	当該中期目標の期間 における中期目標の 達成状況	中期目標の達成、 未達成の確認	当該中期目標の期間の終了後概ね5 月以内		

第4 評価の方法

- 1 (略)
- 2 評価項目 評価項目は、次の各号に掲げる評価の種類に応じ、当該各号に定め るとおりとする。
 - (1)(略)
 - (2)中期目標期間終了時見込み評価及び中期目標期間評価 別表第2

ΙП

3 評価基準及びその判断の目安 評価基準及びその判断の目安は、次の各号に掲げる評価の種類に応 じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) (略)
- (2)中期目標期間評価 別表第4
- 4 評価の手順評価の手順は次のとおりとする。
 - (1)法人の自己評価の実施、業務実績報告書の提出 (略)

ア (略)

イ 中期目標期間評価 別記様式第2号

- (2)(略)
- (3)評価書原案の作成、法人への提示 (略)

ア (略)

イ 中期目標期間評価 別記様式第4号

(4)、(5) (略)

第5~第7 (略)

附 則 (略)

新

3 評価基準及びその判断の目安 評価基準及びその判断の目安は、次の各号に掲げる評価の種類に応 じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 中期目標期間終了時見込み評価及び中期目標期間評価 別表第4
- 4 評価の手順 評価の手順は次のとおりとする。
 - (1)法人の自己評価の実施、業務実績報告書の提出

(略)

ア (略)

イ <u>中期目標期間終了時見込み評価及び</u>中期目標期間評価 別記 様式第2号

- (2)(略)
- (3)評価書原案の作成、法人への提示 (略)

T

イ <u>中期目標期間終了時見込み評価及び</u>中期目標期間評価 別記 様式第4号

(4)、(5) (略)

第5~第7 (略)

附 則 (略)

<u>附 則</u>

この要領は、令和 年 月 日から施行し、公立大学法人山口県立大学の令和3年度における業務の実績に係る評価から適用する。

旧	新
別表第1 事業年度評価における評価項目(要領第4-2(1)関係) (略)	別表第1 事業年度評価における評価項目(要領第4-2(1)関係) (略)
別表第2 中期目標期間評価における評価項目(要領第4-2(2)関係) (略)	別表第2 <u>中期目標期間終了時見込み評価及び</u> 中期目標期間評価における 評価項目(要領第4-2(2)関係) (略)
別表第3 事業年度評価における評価基準及びその判断の目安(要領第4 -3(1)関係) (略)	別表第3 事業年度評価における評価基準及びその判断の目安(要領第4 -3(1)関係) (略)
別表第4 中期目標期間評価における評価基準及びその判断の目安(要領第4-3(2)関係) (略)	別表第4 <u>中期目標期間終了時見込み評価及び</u> 中期目標期間評価における 評価基準及びその判断の目安(要領第4-3(2)関係) (略)
別記様式第1号~別記様式第4号	別記様式第1号~別記様式第4号
(略)	(略)